~~令和3年 4 月 01 日~~

令和 3 年9月13日（追記）

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

株式会社ニセコリゾート観光協会

1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、現状における政府、道、町の方針に従い、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を示したものです。当協会としては、町内個々の施設の規模や業態等を勘案し、各業界が示しているガイドラインの徹底を図るとともに、各施設の実情に合わせた対策を講じることとします。 なお、最新の新型コロナウイルス感染症の感染予防に係る国、道、町の方針、施設利用者の要望、事業者側の受け入れ環境等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行っていきます。

（参考）政府における具体的な対策の検討にあたっての考え方

国の専門家会議の提言に従って、政府において本対策の検討にあたって留意した点

・動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討

・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（券売機、自動販売機、施設窓口、ドアノブ等）には特に注意

・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価

2 感染拡大防止のための対策について

（1）留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

想定される感染場面として

・飛沫感染 ・接触感染 ・閉じられた空間での空気感染

① 留意すべき基本原則

今後のインフルエンザ流行期を迎えるにあたり、発熱等、新型コロナウイルスと症状からの判断が困難であると想定されるため、既に自覚症状のある方にはニセコ町への来訪を控えるよう告知、要請する。その上で、以下の感染防止策を実施する。

・従業員と来訪者及び来訪者同士の接触を極力回避し、対人距離を確保（可能な限り2ｍを目安に）

・入場・入館者の検温実施の励行

・発熱等風邪症状のある方へ施設利用を控えるよう案内

・出入口及び施設内における手指消毒設備の設置

・マスクの着用（従業員及び来訪者に対する周知）

・施設及び客室の換気設備による常時換気（換気扇等の常時稼働）

・施設内の定期的な消毒の実施

・受付、売店、食事処等、多くの観光客が密集しやすい場所での感染防止

・定期的なうがい、手洗い、指先消毒を要請
・大声での会話は控えるよう要請
・従業員に対する毎日の体温測定、健康チェックの励行

② 各エリア・場面の共通事項
・他者と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所の縮小
・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒
・人と人が対面する場所は、対人距離を確保するか、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止
・うがい、手洗い、手指消毒の徹底
・来訪者、施設利用者、従業員がいつでも使えるようにアルコール消毒液を施設内（休憩スペース等）に設置
・来訪者、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を実施

（２）各エリア・施設における留意点

① 入場・入館時（出入口、ロビー等）
・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感等の症状がある人は申し出るよう呼び掛け（書面掲
示基本）
※施設利用者から申し出があった場合、同意を得た上で、速やかに倶知安保健所へ連絡し、その指示に従う
・入口及び券売機付近等不特定多数が利用する場所に手指の消毒設備（アルコール等） を設置
・入館の際に手の指消毒を依頼
・接客の際、対人距離の確保または、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止
・団体客等の施設利用の際、一つの場所に固まらず、分散して待機するよう要請

② 道の駅館内スペース（トイレ～情報塔入り口付近）
・間隔を空けた待ち位置を表示する等して、施設利用者同士の距離を確保
・ドアノブ、手すり等の頻繁な清拭消毒
・施設、設備等の案内は従業員による説明を最小限とし、文書による掲示等を導入

③ 食事関係
（食事）
・施設利用者に当該館内、施設内での食事の際、食事開始までマスク着用を要請
・施設利用者に大声での会話を控えるよう要請
・従業員のマスク着用を徹底
・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
・利用の都度、備品の清拭消毒を徹底

・横並び着席の推奨、テーブル間隔の確保
・入場入館人数の制限
・換気強化
・従業員と施設利用者の接触機会を縮小

④ 清掃等の作業
・清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用
・ゴミはビニール袋で密閉して処理
・市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃
・ドアノブや、手すり等は、定期的にアルコール液で清拭消毒
・自動販売機や券売機は自販機ボタン、取り出し口等の頻繁な清拭消毒

⑤ トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため特に留意する）
・便器内や床等は市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃
・不特定多数が接触する場所の清拭消毒
・トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示
・常時換気をオンにしておくなど換気に留意

⑥ 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない（書面掲示での要請）
・常時換気
・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
・従業員が使用する際に、休憩室（会議室）入退室前後の手洗い実施
・マスク着用の徹底

⑦ ゴミの廃棄
・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉
・ゴミ回収する担当者は、マスクや手袋を着用必須
・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い

（３）来訪者感染疑いの際の対応
・万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる来訪者がいる場合、個室にて待機等、他の来訪者と接触しないようにし、マスク着用をお願いする（同行者も同様）。
・事前に他の来訪者と区分して待機する部屋等を決めておく（道の駅の場合、休憩室、会議室）
・感染の疑いのある来訪者がいる場合は対応するスタッフを限定する。対応時にはマスク、手袋を着用させる

・倶知安保健所に連絡し、感染の疑いのある来訪者の状況や症状を伝え、指示に従う。

平日： 08 時 45 分 ～ 17 時 30 分　電話番号 0136-23-1957
休日、夜間は、警備につながり担当者へ引き継がれ、折り返し連絡があります。

・濃厚接触者についての対応は、nihonngo.pdf (hokkaido.lg.jp) に掲載の通りとし、施設利用者内の他の来訪者への情報提供は保健所の指示に従うこととします。
・ニセコ町商工観光課及び新型インフルエンザ等対策本部　保健衛生部（保健福祉課・町民生活課）へ延滞なく報告することとします。 TEL　0136-44-2121

（その他の相談窓口）
・北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター
0800-222-0018（フリーコール）　24 時間相談窓口

・厚生労働省電話相談窓口（9:00～21:00）
0120-565653（フリーダイヤル）